

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員給与の損金算入規制とは

Q : 一定の同族会社の役員給与について、損金算入規制がかけられたそうですが、どのような内容になったのですか？

A : 業務を主宰する役員に対する給与のうち、給与所得控除に相当する一定額については、原則、損金不算入となりました。

【解説】

税務では、役員給与について、次のような取扱いになっており、給与所得控除に相当する金額が二重に控除される仕組みになっています。そこで、この取扱いを適正に運用するため、同族会社が支給する役員給与のうち、給与所得控除に相当する部分の金額は損金の額に算入しないとする改正がなされました。

- ・ 法人税での取扱い…役員給与は損金算入
- ・ 所得税での取扱い…給与所得を計算する場合には、給与所得控除を給与収入金額から控除する

なお、対象となるのは、業務を主宰する役員及びその特殊関係者が株式等の90%以上を有し、かつ、常時に従事する役員の過半数を占めている同族会社ですが、次の場合には適用されないことになっています。

イ. (法人の所得金額+業務主宰役員給与)の直近3年間の平均額(基準所得金額) ≤ 800万円の場合

ロ. 800万円 < 基準所得金額 ≤ 3,000万円

かつ

業務主宰役員給与

≤ 50%

基準所得金額

の場合

